

## 社会福祉法人春日部市社会福祉協議会行動計画

職員全員が仕事と子育ての両立をすることができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を定める

1. 計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1 すでにある育児休業等の制度について周知徹底を図るとともに、休暇を取得しやすい環境を作る

〈対策〉2019年4月～

育児休暇制度等をわかりやすい内容にし社内ネットワークにより周知管理職への理解を促進するとともに、休暇を取得しやすい環境を整える

目標2 時間外勤務を削減するため、毎週金曜日をノー残業デーとする

〈対策〉2019年4月～

昨年度の時間外勤務について調査及び原因分析を行う

2019年7月～

職員にノー残業デーを社内ネットワークにより周知する

目標3 働き方改革関連法に基づき、有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇取得日数を1人当たり年間平均5日以上とする

〈対策〉2019年4月

昨年度の年次有給休暇取得状況を把握

2019年4月～

社内ネットワークを活用し職員に率先した有給休暇取得を促す

管理職への休暇に対する理解を促進し、職員に対する休暇取得の声掛け等を行う